

早稲田大学大学院法務研究科における知的財産教育に関して

早稲田大学大学院法務研究科教授 高林 龍

早稲田大学大学院法務研究科のカリキュラムは、専門法曹を目指したいという学生の多様な目的意識に対応するため、3年次配当学科目に多くの先端・展開系科目を設置し、専門分野別に科目をセットした9分野のワークショップを用意し、学生が志望に即して学科目が選択できるシステムを採用している。「民事法務」、「刑事法務」、「公益法務」、「行政法務」、「企業法務」、「渉外法務」、「専門法務（知的財産系）」、「専門法務（税務系）」、「専門法務（環境系）」の9分野のワークショップである。

「専門法務（知的財産系）」には、2年次後期に配当した「知的財産権法概説」をはじめ、3年次には「工業的創作保護法（特許法・意匠法など）」、「競業法（商標法・不競法・独禁法など）」、「著作権法」、「国際的知的財産権法」、「欧米知的財産権法」、「知的財産紛争処理法」、「欧米知的財産紛争処理法」が配当されている。このほか、臨床法学教育にも「臨床法学教育（知財）」が置かれており、ここでは、エクスターンシップ・シミュレーション・リーガルクリニックの各教育手法を有機的に連携したプログラムとして、知的財産の実務を見ながら、理論と実務の架橋をはかる教育が行われる。

早稲田大学大学院法務研究科では、知財を専門とする法曹の養成に十分に答えられるように、専任教員3名（内、1名はアメリカのロースクールとのジョイント・プロフェッサー）、兼任教員1名、兼任教員5名（内、1名は特許庁からの派遣教員）という教授陣を用意した。

2004年度の入学学生277名の内訳をみると、社会人（3年以上の実務経験を有する者）が92名（うち、法学部卒34名、他学部卒58名）であり、社会人でない学生185名中、法学部卒134名、他学部卒51名となっている。理系出身の学生の内訳としては、理学・工学系の者25名、農学系2名、医学系6名である。また、理系・文系を問わず社会人として知的財産関係の実務経験があると思われる者が15名おり、このほか人文系・社会科学系出身の学生の中にも、将来、知財を専門とする法曹になりたいとの希望を持っている学生も多数いると思われる。

このように見てくると、早稲田大学大学院法務研究科では、知財を専門とする法曹養成を実施できる基盤が整備されており、十分にその成果が期待できるものと考えられる。